

いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書を作成することができます。また、事前に税務署で職員との対面による本人確認を行った後に発行される「IDとパスワード（ID・パスワード方式に対応したもの）」を取得することで、スマートフォンからe-Taxで申告することができます。

なお、e-Taxで申告すれば、源泉徴収票などの添付書類を提出する必要はなく、申告書の控えはPDF形式でスマートフォンに保存することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。八代税務署にお問い合わせください。



確定申告書には、「マイナンバー」の記載が必要です。また、マイナンバーを記載した確定申告書を税務署へ提出する際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。



マイナポータルとe-Taxがつながりました
マイナンバーカードでマイナポータルにログインすれば、利用者識別番号などを入力することなく、e-Taxにログインして各種手続きがご利用になれます。詳しくはe-Taxホームページ(e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

お済みですか？

償却資産(固定資産税)申告について

固定資産税は、毎年1月1日時点で、土地・家屋・償却資産を所有している人が、その固定資産の価格をもとに算定された税額をその所在する市町村に納める税金です。

償却資産とは、事業で用いる構築物、機械、器具、備品などの資産のことで、所有者はその資産の所在する市町村に毎年申告しなければなりません。法人や、自営業の人も申告の対象となります。

課税対象

- ①事業に利用することができる、土地および家屋以外の資産
- ②鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと
- ③減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費として算入できるもの
- ④自動車税や軽自動車税の対象である車両などでないこと

償却資産の評価

償却資産の評価は、取得価格を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。減価償却の方法は定率法で、算式は次のようになります。

- ①前年中に取得された償却資産の評価・・・**取得価額×(1-減価率/2)**
- ②前年前に取得された償却資産の評価・・・**前年度の評価額×(1-減価率)**

※求めた金額が(取得価額×5/100)より小さい場合は(取得価額×5/100)を評価額とします。

税額の算定

評価額を課税標準額として税額を算定・・・**課税標準額×税率(1.4%)**

※償却資産についての課税標準額の合計が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。

【お問い合わせ先】 税務課 資産税係 ☎52-5853

住民税「申告相談」のお知らせ

平成31年1月1日現在で、氷川町に住所または居所を有する人の申告相談を実施します。各地区の申告日程や受付時間など、詳しくは広報誌1月号に折り込みの「申告相談のお知らせ」のチラシ(A3青色)をご確認ください。

日時:2月15日(金)～3月15日(金)
9時～11時30分、13時30分～16時

場所:氷川町文化センター、氷川町公民館

※収入が無い人も申告が必要です。
※非課税所得のみ(障害年金や遺族年金)を受給している人については、受給状況の確認ができませんので、税務課までご連絡をお願いします。

申告に必要なもの

- ①収支内訳書(事業収入がある人)または確定申告お知らせハガキ(通知)
- ②本人確認ができるもの(個人番号カード、個人番号通知カード+運転免許証などの顔写真付きの身分証明書など)
- ③委任状(代理人の場合)
- ④印鑑
- ⑤収入金額などを証明するもの
- ⑥各種控除の適用を受ける際の証明となるもの(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、介護保険料の領収証など)
- ⑦その他、申告に必要な書類

【お問い合わせ先】 税務課 住民税係 ☎52-5853

八代税務署より確定申告に関するお知らせ

平成30年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、株式譲渡所得などの申告会場を開設します。

日時:2月18日(月)～3月15日(金)9時～16時 ※土日を除く

場所:八代税務署 3階(八代市花園町16番地2)

※消費税および地方消費税の申告は4月1日(月)までです。

【平成30年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の場合の振替日
所得税および復興特別所得税	3月15日(金)	4月22日(月)
消費税および地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)

【お問い合わせ先】八代税務署 ☎32-3141 ※自動音声案内
※確定申告に関するご相談は「0」番を選択してください。
「確定申告電話相談センター」におつなぎします。